

耐用年数省令

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(一部抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	31
		その他のもの	39
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31
		その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	21
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
			15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
その他のもの		8	
床間簡易設備		9	

別表第二 機械及び装置の耐用年数表(一部抜粋)

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
1	食料品製造業用設備		10
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備	3
		モノタイプ、写真又は通信設備	
		その他の設備	10
その他の設備	10		

別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数(年)
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	7
	その他のもの	4